

抑え込まれるタイ立法権¹⁾

—— 選挙制度改革を中心に ——

Suppressed legislative branch in Thailand:

—— Focus on electoral reform ——

外山文子*

TOYAMA Ayako

This study examines the objective of electoral reform as stipulated by the 1997 and 2007 constitutions. Existing studies have indicated that the electoral system established in the 1997 constitution was designed to constitute a stable government and reinforce political parties. In contrast to the 1997 constitution, the electoral system of the 2007 constitution is said to have been devised with the intention of making a government weak. Many scholars investigated the problems related to the Thaksin government as the main source of change in the purpose of the electoral system. However, this study analyzes the design of the electoral system in both constitutions in detail, including election and party laws, to verify other effects by the electoral reforms.

An analysis of the two constitutions reveals that the electoral reform of 1997 had the effect of facilitating the control of the executive over the legislative branch, and the reform of 2007 weakened this electoral system. Research into election and party laws indicates some important facts. First, the obligations of the executive members of political parties have increased enormously. Second, the scope of responsibility of the executive members has expanded. Third, the cases in which a political party is dissolved have increased. Fourth, an increase in election being reconducted and MPs being disenfranchised is also observed.

Results of electoral reform as established by the two constitutions consequently led to an invalidation of the election results, as political parties were dissolved and elections were reconducted. This study thus concludes that the legislative branch has been the main target of a crackdown by the executive or judiciary branches in the electoral reforms of the two constitutions.

1. はじめに

タイでは1990年代以降、頻繁に選挙制度改革が行われている。1991年憲法は5回の改正が施されたが、殆どが選挙制度を含めた立法権（下院、上院）に関する規定の改正であった。その後、新たに制定された1997年憲法および2007年憲法においては、大規模な選挙制度改革が実施された。

タイでは1932年の立憲革命以降、現在まで24回の選挙が実施され²⁾、この間12の憲法が存在した³⁾。選挙制度については、1990年代以前にも頻繁に改正が行われてきた。1980年代までの主な争点は、国会議員における官選議員の比率、現役官僚（軍人を含む）の閣僚への就任の可否、内閣に対する不信任決議権を上院にも付与するか否かであった⁴⁾。1970年代半ばからは政党の発展にも重

*京都大学東南アジア研究所

点が置かれるようになり、1978年憲法では大政党化を促すための規定が導入されたが、後に軍が同憲法の規定を改正しようと試みて失敗に終わっている。これらは、軍の議会政治における影響力を温存するための制度的基盤に関わる問題であった〔村嶋1987〕。

1983年に1978年憲法の経過期間が終了したことに伴い現役官僚の閣僚就任が禁じられ⁵⁾、1992年には1991年憲法が改正され非民選首相が禁じられた。これによりタイ民主化は制度面では大きく前進したといえよう。では、それ以降に制定された2つの憲法による選挙制度改革は、どのような特徴を持ち、タイ政治にいかなる変化をもたらしたのだろうか。

この点について考察するに当たり、注目すべき事実が存在する。それは、1997年憲法および2007年憲法の制定における課題の変化である。両憲法の起草に関わった学者らの解説によると、1997年憲法における課題は、票買い (khai sithi sue siang) といった選挙汚職の撲滅、政策に基づいた選挙戦、政党の強化、安定政権の樹立であった〔Bowonsak 1999〕。ところが、2006年クーデタがタクシン政権 (2001年～2006年) を打倒した後に制定された2007年憲法では、強力過ぎる政権が問題視された。政権を弱体化させること⁶⁾が制度改革の目的であったとされる〔Somkit 2007: 29〕。1997年憲法と2007年憲法とでは正反対の課題を掲げていることが分かる。

既存研究は、両憲法による選挙制度改革をどのように解釈してきたのだろうか。既存研究でもタクシン政権に焦点が当てられやすく、そのため選挙制度と政党の規模や政権の強さとの関係に注目が集まる傾向にある。典型的な主張は、1997

年憲法は安定政権の樹立や政党の強化を意図して大規模な選挙制度改革を実施したが、予想以上に強力なタクシン政権が誕生し独裁政権のような状況となってしまったため〔Hicken 2006; Freedman 2007; Reilly 2007〕、2007年憲法では政権を弱体化させるための改正が施されたとするものである〔Ockey 2008; Kuhonta 2008; Hicken 2009: 141; Croissant 2011〕。このように両憲法の選挙制度設計は、「振り子」の関係として捉えられてきた〔Thitinan 2009〕。

しかし、タクシン政権は1997年憲法が目指した政権そのものであった。タイで4年の任期を満了した初めての政権であり、首相の強力なイニシアチブによって実行された政策は有権者からの人気を得た〔Pasuk and Baker 2009: 83〕。そして、2度目の選挙である2005年下院議員選挙での歴史的な大勝をもたらした。タクシン政権こそが「1997年憲法の落とし子」であった〔玉田2005: 169〕。だが後述するように、クーデタ後の裁判においてタクシン政権の与党タイ愛国党の解党を可能にしたのも、1997年憲法に伴って新たに導入された規定であった。クーデタグループは、クーデタに対して違憲判決が下されることを防ぐために、過去の例に倣って現行憲法を廃止して暫定憲法を定めた。しかし、1997年憲法の付属法である政党法や選挙法は廃止しなかった。そのため暫定政権下での裁判でも、判決の根拠として使用された⁷⁾。また2007年憲法の下でも、与党人民の力党が解党判決を下されている。

1997年憲法の選挙制度改革が生み出した変化は、安定政権の樹立や政党の強化だけであったのだろうか。また、1997年憲法と2007年憲法による選挙制度改革の間には、共通点は存在しないの

だろうか。両憲法の相違点に着目する既存研究の解釈は間違っていないが、両憲法の制度設計について角度を変えて分析することにより、新たな真実が浮かび上がるのではないだろうか。また両憲法の制定に伴い政党法および選挙法も改正されているが、既存研究では十分に検証されてこなかった。これらの法律についても分析を行う必要があると思われる。

本稿では、「1997年憲法および2007年憲法の選挙制度改革がもたらしたものは、司法権の強化による議会制民主主義に対する制限である」との仮説を立ててみたい。この仮説を念頭に置いた上で、1997年憲法、2007年憲法のみならず、政党法および選挙法の規定も詳細に検証することにより、一連の選挙制度改革により生じた新たな変化について浮かび上がらせることを目的とする。

2. 1991年憲法の改正：選挙制度改革の始まり

(1) 1992年の改正

1991年憲法⁸⁾は、1991年に軍がクーデタによって民選政権であったチャートチャーイ政権(1988年～1991年)を打倒した後に、クーデタグループの主導により制定された憲法であった。1991年憲法は、前憲法である1978年憲法を下敷きとしていた。しかし1978年憲法は、首相を下院議員に限定しておらず非民選の軍部出身者の首相就任を可能としていたために、1991年憲法の起草にあたってはそれが問題となった⁹⁾。1991年11月に憲法草案が発表されるとNGOらによる大規模な反対デモが起こった。争点となった規定は、①非民選首相を認めている、②国会議長が上院議長である、③官選である上院の権限が強力過ぎる、以上3点であった [Khien 1997 : 65]。

1991年クーデタの指導者であったスチンダーが1992年4月首相に就任し、非民選首相が誕生した。マスコミやNGOは「首相は民選議員であるべき」と主張し、スチンダーの首相就任に強く反発した。1992年5月、軍と民衆の激しい衝突が起こり、多数の民衆が死亡した流血事件が起こった。この事件を契機に、憲法改正が始まった。

1992年6月に3回の改正が行われた。従来は官選議会である上院の議長が国会議長であったが、改正により下院議長が国会議長となった。両院合同会議に関する規定が存在しない場合は、上院ではなく下院の規定を準用すると変更された。また現有上院議員総数の3分の1以上の上院議員の連名により、内閣に対して国家行政に関する問題について一般討議の開催を求める動議を提出する権利を認める規定が廃止された。同年9月には、首相は下院議員でなくてはならないという改正規定が施行され¹⁰⁾、首相任命の副署は上院議長から下院議長に変更された。1992年の改正によって、議会政治における下院の重要性が大幅に増加し、より民意を反映させる制度設計へと変更された。

(2) 1995年の改正

1992年の憲法改正後、知識人らの間で「選挙汚職」が問題視されるようになり、下院の選挙制度改革について盛んに議論されるようになった¹¹⁾。1995年2月の憲法改正では、選挙制度について改正が行われ、選挙権、被選挙権、政党に関する規定等について改正された。選挙権は満20歳以上から満18歳以上に年齢制限が下げられ、被選挙権の資格についても改正が行われた¹²⁾。

3. 1997年憲法・2007年憲法の選挙制度改革

(1) 1997年憲法

政治改革運動を主導した知識人らは、1995年の選挙制度改革が不十分であると不満を抱いていた[Amon 1994]。抜本的な改正をしない限り選挙汚職の撲滅は困難であり、真の政治改革に繋がらないと主張した。彼らの意見を反映し、政治家を排除した形で新憲法の起草が進められた。そして誕生したのが1997年憲法である。

前述のように政治改革運動の中心的課題は、①選挙汚職の取り締まり、②安定政権の樹立であったとされる。1997年憲法起草に深く関与した公法学者ボーウォーンサク（Bowonsak Uwanno）は、選挙時における票買いを減少させるため、下院議員選挙の実施方法を2種類に分けたのだと解説している。1997年憲法で導入された比例代表（100議席）は、国家行政を担当する政党を選択する選挙制度であり、有権者がある政党の党首を首相にしたいと感じれば有権者は当該政党に投票することとなる¹³⁾。国政運営においては、政党が重要であると主張した[Bowonsak 1999; 281-282]。彼は、下院議員を選択する際に重視すべきは、所属政党の政策であると強調している[Bowonsak 1999; 289-292]。また安定政権の樹立に関しても、政党の重要性をことさらに強調し、憲法が最初に検討すべき問題は、政党制によって如何に安定政権を樹立するかだと述べている[Bowonsak 1999; 120-121]。1997年憲法では、あらゆる課題に対する処方箋は、政党を中心に据えた選挙制度改革であった。政党は諸問題の万能薬となりえるのだろうか。政党に影響を与えらると思われる主な

規定は、次のとおりである。

「小選挙区制（400議席）および名簿式比例代表制（100議席）の導入」（第98条）¹⁴⁾、「比例代表の選挙区は全国区。2選挙制度間での重複立候補の禁止。候補者名簿は候補者の順位に従い記載」（第99条）、「比例代表制では全国得票総数の5%以上の得票数に達しない政党は議席を獲得できない」（第100条）、「有権者は、比例代表制の候補者名簿、選挙区制候補者各1票、合計2票を投票する権利を持つ」（第104条）、「下院議員選挙において被選挙権を有するためには、立候補受付日まで90日以上継続していずれか1つの政党の党员であることが必要」（第107条4）、「下院が任期満了したとき、45日以内に選挙を実施しなくてはならない」（第115条）、「下院が解散した場合、60日以内に選挙を実施しなくてはならない」（第116条）、「下院議員は、自己が所属する政党から離党したとき、又は自己の属する政党の執行部および当該政党所属下院議員により構成される党会議において、出席者の4分の3以上の票により党からの除名が決議された場合には議員資格を喪失」（第118条8）、「下院議員による法案又は憲法付属法案の提出は、当該下院議員が所属する政党が当該法案提出の決議をした場合にのみ行うことができ、20名以上の下院議員の賛成が必要」（第169条）

比例代表制の導入により、選挙戦において政党が果たす役割が大きくなった。比例代表制の候補者の当落は比例名簿での順位に左右されるため、比例候補者に対しては政党が強い立場に立つこととなる。90日以上政党所属期間が要求されたことにより、下院議員が所属政党を変更することが極めて困難となった。党员資格を喪失した場合、当該議員は議員資格も喪失し失職するため、議員

は所属政党の幹部に対して劣勢に立つこととなった。党員の除名決議や比例名簿の作成において党幹部が果たす役割が大きいことから、所属下院議員ら党員に対する党幹部の力を強化することに繋がる改正であった。

これらの規定以外に、1997年憲法では、下院議員が首相や国務大臣に任命された場合には、当該議員は下院議員の資格を喪失すると定められた。議院内閣制でありながら、執政権と立法権が厳格に分離された。また2000年の選挙法改正により、選挙区で当選した議員が閣僚に就任したことに伴い補欠選挙を実施する場合、選挙実施にかかる経費について当該議員および所属政党が負担することと定められた。選挙区選出議員が閣僚に就任する可能性は皆無に近くなり、閣僚は首相の意向に反する動きをすることができなくなった。

新たに導入された規定が、どのような効果を持っていたのか検証してみよう。前述のポーウォーンサクは、選挙汚職の取り締まりや安定政権の樹立のために政党が重要であると強調していた¹⁵⁾。しかし、1997年憲法の政党に関する規定の検証から直接的に導き出される効果は、①政党による所属議員の管理監督の強化、②政党内における幹部の影響力の強化である。閣僚に就任する可能性が高いのは比例代表制の議員となったため、閣僚就任を目指す候補者や議員に対する政党の立場が、より明確には比例名簿を作成する政党幹部の影響力が強くなった。組閣に際しては、比例代表名簿の上位に氏名が記載されている党の中心メンバーが閣僚に就任しやすい。与党幹部に近い人物が執政権を構成し、それ以外の議員が立法権を構成することとなる。政党内の幹部と一般議員との力関係は、執政権が立法権に対し圧倒的に

優位に立つことにも繋がる。つまり、1997年憲法の選挙制度改革は、選挙における政党の役割を強化することにより、執政権（内閣）が立法権（下院）を統制しやすくする仕組みづくりだという側面を持っていたといえよう¹⁶⁾。

(2) 2007年憲法

2006年に軍がタクシン政権の汚職を口実にクーデタを行い、1997年憲法は破棄された。2007年憲法は、軍による暫定政権の下で司法関係者を中心に起草、制定された。選挙制度には、再び大改革が施された。小選挙区制は中選挙区制に戻された。

2007年憲法による選挙制度改革が持つ意味は何だろうか。政党に影響がある規定を中心に、1997年憲法の規定と比較してみたい。主な改正点は以下のとおりである。「中選挙区（400議席）・比例代表（80議席）の並立制」（第93条・第94条）、「政党は、全ての比例代表選挙区に候補者を擁立することも、一部の選挙区にのみ擁立することも可能」（第95条）、「比例代表の選挙区は全国を8区に分割。各グループ10議席」（第96条）、「下院議員選挙において被選挙権を有するためには、選挙日まで90日以上継続していずれか1つの政党の党員であることが必要。但し下院の解散により選挙が実施される場合は、選挙日まで30日以上継続していずれか1つの政党の党員であることが必要」（第101条3）、「下院の任期期間において下院議員である党員を有する政党を合併することはできない」（第104条）、「下院が解散した場合、45日以上60日以内に選挙を実施しなくてはならない」（第108条）

2007年憲法の選挙制度改革の意味について分析

してみよう。比例代表が、全国区から8区に分割されたことにより、1997年憲法で定められていた比例代表制で議席を獲得するために必要な最低獲得票数5%の制限が消えた。小選挙区制から中選挙区制に戻されたことにより、死票の数も減少する。これにより1997年憲法による大政党化への流れに歯止めがかけられた。また議員が所属政党を変更しやすくなったため、1997年憲法のように政党が議員に対して圧倒的に有利な立場に立つことはなくなった¹⁷⁾。更に、議員が閣僚に就任した場合に下院議員の地位を喪失する規定が廃止されたため、比例代表制選出議員の方が閣僚就任の可能性が絶対的に高いとはいえなくなった。これらの改正により、執政権と立法権の厳格な分離という1997年憲法による新たな試みは反故にされた。2007年憲法では、執政権（内閣）が立法権（下院）を統制する効果を持つ仕組みは薄められた¹⁸⁾。

では、2007年憲法の効果は、1997年憲法の制度を弱めることだけだったのだろうか。

(3) 2つの憲法の共通点

2つの憲法に共通する特徴の1つとして、従来の憲法には存在しなかった政党の解党に関する厳しい規定が導入されたことが挙げられる。

1997年憲法第63条「人は、国王を元首とする民主主義政体の廃止または憲法に定める手段によらない国家統治権限の獲得を目的として、憲法に定める権利および自由を行使することはできない（第1段落）。（中略）憲法裁判所は、政党に対していずれかの行為の停止を判決する場合、当該政党の解散を命じることができる（第3段落）」

2007年憲法では、1997年憲法第63条に第4段落が追加され、第237条が追加された。2007年憲

法第68条第4段落「憲法裁判所が、第3段落に基づき政党の解散を命令した場合、憲法裁判所の命令があった日から5年間、政党党首および党幹部であった者の選挙権をはく奪する」第237条「いずれかの候補者が、選挙法、選挙委員会の規則または公示に違反する行為、または他の者の違反を唆すもしくは支援する行為をした結果、選挙が誠実かつ公正に行われなかった際には、選挙法に基づき、当該者の選挙権をはく奪する（第1段落）。第1段落の個人の行為について、政党党首または幹部のいずれかの者が見聞き、放置または承知するも、選挙が誠実かつ公正に実施されるよう阻止または解決しなかったと確信すべき証拠が判明した際には、当該政党は第68条に基づく憲法に定める手続きによらない方法によって国の統治権力を得るための行為をしたとみなされる。憲法裁判所が当該政党の解散を命令した場合、当該政党党首および幹部の選挙権を5年間はく奪する（第2段落）」

4. 1998年政党法・2007年政党法の特徴

(1) 政党法の変遷

政党法（Phraratchabanyat phakkanmueang）は、改正される度に条文数が増加し続けてきた。1968年法（全47条）、1974年法（全54条）、1981年法（全66条）と推移してきた。1997年憲法からは、政党法や選挙法といった重要な法律は、憲法付属法（Phraratchabanyat prakop ratthathammanun）という特別な法律として定められるようになった。これらの法律は、憲法施行後1年または2年の期限内に施行することが政権担当者に義務付けられており、他の法律以上に憲法との結びつきが強くなった。1997年憲法に合わせて1998年政党法

(Phraratchabanyat prakop ratthathammanun waduai phakkanmueang Pho. So.2541) (全95条)が、2007年憲法に合わせて2007年政党法 (Phraratchabanyat prakop ratthathammanun waduai phakkanmueang Pho. So.2550) (全140条)が制定された。

1998年政党法および2007年政党法で条文数が急増したことが一目瞭然である。表1では、両政党法の特徴をより明確に捉えるために、それ以前

に使用されていた1981年法も加えた3政党法の章立てを比較している。1998年法では、政党が扱う金銭、国の支援、政党の解散および政党の合併に関する章が追加されている。2007年法では、1998年法に引き続き、政党の金銭管理に関する規定や、解党に関する規定が増加したことが分かる。また罰則規定について、刑事罰と行政罰に分類したことが新しい。

表1 1981年政党法・1998年政党法・2007年政党法の章立て

1981年政党法	1998年政党法	2007年政党法
第1章「政党の設立および登録」 (第7条～第29条)	第1章「政党の設立」 (第8条～第19条)	第1章「政党の設立」 (第8条～第16条)
第2章「政党業務の遂行」 (第30条～第45条)	第2章「政党業務の遂行」 第1部「政治活動の遂行」 (第20条～第36条) 第2部「政党資金」 (第37条～第44条)	第2章「政党業務の遂行」 (第17条～第43条) 第3章「政党資金および支援」 第1部「政党資金」 (第44条～第52条) 第2部「政党収入」 (第53条・第54条) 第3部「政党への献金」 (第55条～第72条) 第4部「国による政党支援」 (第73条～第86条) 第5部「政党の支出」 (第87条～第90条)
第3章「政党の廃止」 (第46条～第49条)	第4章「政党の廃止・解散」 (第65条～第69条)	第4章「政党の地位終了・廃止・解党」 第1部「政党の地位終了」 (第91条) 第2部「政党の廃止」 (第92条) 第3部「政党の解党」 (第93条～第98条)
第4章「罰則規定」 (第50条～第66条)	第5章「政党の合併」 (第70条～第73条) 第6章「罰則規定」 (第74条～第91条) 「経過規定」 (第92条～第95条)	第5章「政党の合併」 (第99条～第103条) 第6章「罰則規定」 (第104条) 第1部「刑事罰」 (第105条～第121条) 第2部「行政罰」 (第122条～第132条) 「経過規定」 (第133条～第140条)

(出所) 筆者作成

以下、両政党史の特徴について検証を行う。本稿では、選挙に大きな影響を与える可能性が高い①政党の設立、②政党の解散、③政党党首および幹部の責務について焦点を当て、それぞれ変更が加えられた規定について内容を確認する。

(2) 1998年政党史

1) 政党の設立

政党設立の流れは、次の通りである。政党設立を希望する者は、最初に政党設立委員会（Khana phuroem chattang phakkanmueang）を結成し、選挙委員会等の所管機関¹⁹⁾に届け出る。その後、政党史で定められた期間内に一定条件をクリアすることができれば政党として正式に登録することが可能となる。

1981年法では、20歳以上の出生によるタイ国籍保有者15名以上が、政党設立委員会を立ち上げるという条件であった。政党登録官に対して、政党名、政党マーク、政策、設立委員会メンバーの氏名、職業および住所を提出し、政党登録官による審査で問題が無ければ党員勧誘についての許可が下りる。その後1年以内に、党員5千名以上（各エリア5県以上・各県50名以上）を達成した場合、政党設立会議を招集し、政策、規則および幹部について決定する。党首が政党登録官に申請し、許可されれば政党設立となる。

1998年法では、政党設立に関する期限が厳格化され、180日以内に5千人以上の党員を集め、各地域に最低1か所は支部を設立することが必要とされた。また、政党規則に定めるべき事項が多数追加された。1981年法では、政党規則に含める事項として、政党名、政党マーク、政党本部、党首

の選挙・職務期間・失職・幹部の責任義務、支部、党大会、党員の権限および任務、政党の党員に対する責任、党員の入党および追放、党員規則および規律、候補者選考方法、会計管理、以上12項目が定められていたが、1998年憲法では、支部委員会委員の選挙、任期、解任および権限義務、支部大会、党員および公衆に対する政治知識の教育、政党および支部の解散等に関する項目が追加された。会計に関しても、政党および支部の財政、財産、勘定書の準備について、より詳細に規定することが求められた。また政党登録の際には、政党設立委員会の議事録の提出も合わせて要求された。

2) 党首および幹部の責務

1981年法では「党首を、対外的に党を代表する者とする」、「党首および支部長は、会計管理、収入および支出を示す帳簿および政党資産帳簿の作成管理を行う」等について定められているのみだった。

1998年法では「党首は、党員に関する正しい情報を党本部で保存し、政党登録官が検査できるようにする。毎年1月末に党員および政党登録官に対し、党員の増減について報告書を提出する」、「党首は、毎年3月末に政党登録官に政党活動報告書を提出する」、「幹部は、配偶者および未成年の子の分を含む資産負債報告書を就任後30日以内に政党登録官に提出する」、「幹部は、候補者が支出した選挙費用が法により定められた限度額を超えないように管理する」、「党首は、献金受け取りに際して、法に定められた事項を含む領収書を用意する」、「献金は党首名義の口座へ振り込み、7日以内に政党登録官に連絡する」等が責務として追加された。党首および幹部の責任が大幅に増加

した。

3) 政党の解党

1998年法では、章立ての中に、「政党の廃止」に加えて「政党の解党」の表題が追加されている。よって解党事項についても確認してみたい。

1981年法では、政党が解党される場合として、①党則による、②党員が5千名を切る、各県50名を切る状態が半年間継続する、③下院議席数の半数以上の候補者を擁立できない、④裁判所から解党命令が出された、⑤党大会に関する法の規制に従わない、以上5ケースが定められていた。裁判所により解党命令が出される事由としては、①国王を元首とする民主主義政体に反する、②国家の治安、法律、公的秩序、国民の道徳を脅かす、③外国人から献金を受け取る等の法律違反、以上3点が挙げられていた。

1998年法が定める解党事由は、①党則による、②党員が5千人を切る、③他党との合併、④憲法裁判所による解党、⑤党大会に関する法の規制に従わない、⑥年1度の政党活動報告を提出しない、⑦年3度の支出報告書を提出しない、以上7ケースに増加した。憲法裁判所により解党命令が出される事由としては、①国王を元首とする民主主義政体の転覆、または憲法に則らない手段により国家権力を獲得しようとした、②国王を元首とする民主主義政体に反する、③国家の治安、法律、公的秩序、国民の道徳を脅かす、④出生によるタイ国籍をも持たない者を党員とした、⑤献金受け取りに関する法律違反、以上5点が定められた。献金については、選挙委員会が通知で指定した組織からの献金受け取りも禁じられるようになった。また、政党活動報告書の提出、支出報告書の提出に関する違反、または憲法裁判所による解党事由

5項目に基づいて政党が解党された場合、幹部は5年間政党を設立すること、幹部になること、新政党の設立委員会委員になることが出来ないとされた。加えて、1997年憲法により、「国王を元首とする民主主義政体」に反する憲法改正を行おうとした場合には当該政党が解党されうる規定も導入された。「選挙汚職」のみならず、「憲法改正」においても、政党は解党される可能が登場した。

以上から、1998年法の特徴として、①政党設立のための条件の厳格化、②政党党首および幹部の責任の拡大、③政党の解党事由の増加の3点が明らかとなった。

(3) 2007年政党法

1) 政党の設立

政党設立委員会の構成メンバーの資格年齢が、20歳から18歳に引き下げられた。党員集めに関しては、1年以内に5千名以上の党員を集め、各地域に最低1支部を設立することと改正され、若干ハードルが下げられた。しかし政党規則については、より詳細な規定が追加された。政党設立委員会が提出する政党名、イニシャル、マークは、他の政党設立委員会、既に認められている政党や政党法に基づき解党された政党のものと類似してはならないとされた。

政党規則については、従前の法律では「国王を元首とする民主主義政体の基本原則に反してはならない」と定められていたのみだったが、2007年法では「国王を元首とする民主主義政体の基本原則と一致しなくてはならない」という文言が追加記載された。政党所属の国会議員が党の決議に賛成して投票を行ったことを根拠に、党員資格を終了させる規則が禁じられた。また、選挙委員会が

「国王を元首とする民主主義政体に一致すべき」と定めたその他の事項について反することも禁じられた。党幹部の職務分担についても法律により指示され、任期については再選可能だが4年を超えてはならないと定められた。政党結成の申請書を提出する際には、当該土地を政党事務所として使用することへの同意書も合わせて、政党登録官に提出することが求められた。

2) 党首および幹部の責務

2007年法では「幹部は、憲法、法律、政党方針、規則、党大会の決議に従い、よく考え、注意深く、誠実に、国家と国民の利益等になるように政治活動を行う権限と義務を持つ。また政党内の民主主義を推進しなくてはならない」と定められた。

その他の具体的な規定としては、「幹部は、政党規則及び政党法に記載された規定に従い、幹部の決議および行動に対して共同で責任を持つ。幹部は、自らはこれらの行動に関与しなかった、または会議で反対したことを、会合から7日以内に議長宛てに書面で提出したことを証明できれば責任を負わない」、「幹部は、党員が憲法、法律、選挙委員会規則または通知に違反して行動しないように統制および保障しなくてはならない」、「下院議員選挙の勅令が公布された場合、幹部は自党が推薦した候補者が、憲法、選挙法、選挙委員会規則または通知に反する行為、または選挙の公正さ誠実に影響するような行為を行わないように統制および保障しなくてはならない」、「選挙区制および比例代表制の候補者については、幹部および候補者選考委員会の共同責任とする」等が追加された。選挙における候補者の推薦に関して地方支部も責任を負うこととなり、「下院議員選挙が実

施される場合、支部委員会は臨時大会を開催し、当該県の選挙区および比例代表候補となる人物の推薦を、支部の責任として承認する」と定められた。

3) 政党の解党

解党事由については、選挙に関する規制が追加された。①選挙に違反する行為、選挙委員会の規則または通知に反する行為により、選挙を公正で誠実でないものにしてしまった、②政党、幹部または政党においていずれかの地位に就く者が、直接または間接を問わず上院選挙の支援を行った、③政党が、他者や他の政党を騙して、いずれかの者が選挙で不正を行ったと勘違いさせることを共謀、支援または黙認した、以上3つのケースである。また、献金に関する規制の違反、または憲法裁判所による解党事由によって政党が解党された場合は、「党首、いずれかの幹部が関与した、黙認した、知っていたが修正しようとしなかったと信じるべき証拠が存在する場合、憲法裁判所は党首または幹部の5年間の選挙権はく奪を命じる」と定められた。

1981年から2007年までの政党法を比較すると、政党設立のための手続きが煩雑となり、法律で規制される項目が増加し続けていることが分かる。特に2007年法では、選挙委員会の裁量により規制することや判断が可能な事項が増え、規制や判断における曖昧な基準が導入された。これらの規定によって、選挙委員会は様々な事由により政党登録を拒否しうることとなった。また従来の政党法では、規制の中心は候補者自身の行為や責任であったが、1998年法以降は、政党党首および幹部の、党員や候補者に対する管理監督責任が大幅に

拡大した。党員は名簿上数千名におよび、候補者も全体で最大500名に達する。以上から、憲法および法律の改正により、政党は解党されやすくなったといえよう。

5. 1998年選挙法と2007年選挙法の特徴

(1) 選挙法の変遷

選挙法 (Phraratchabanyat kanlueaktang samachik sapha phuthaen ratsadon) も、改正を重ねるたびに

条文数が増加の一途を辿り、1968年法 (全87条)、1979年法 (全102条) と推移してきた。憲法付属法として制定された1998年法 (Phraratchabanyat prakop ratthathammanun waduai kanlueaktang samachik sapha phuthaen ratsadon lae samachik wuthisapha Pho.So.2541) (全115条) および2007年法 (Phraratchabanyat prakop ratthathammanun waduai kanlueaktang samachik sapha phuthaen ratsadon lae kandaimasueng samachik wuthisapha Pho.So.2550)

表2 1979年選挙法・1998年選挙法・2007年選挙法の章立て

1979年選挙法	1998年選挙法	2007年選挙法
第1章「一般規則」 (第6条～第16条)	第1章「下院議員選挙」 第1部「一般規則」 (第6条・第7条)	第1章「下院議員選挙」 第1部「一般規則」 (第6条～第9条)
第2章「選挙権・被選挙権」 (第17条～第26条)	第2部「選挙区・選挙班*・投票所」 (第8条～第11条)	第2部「選挙区・選挙班*・投票所」 (第10条～第14条)
第3章「有権者名簿」 (第27条～第31条)	第3部「選挙実行員」 (第12条～第19条)	第3部「選挙実行員」 (第15条～第22条)
第4章「支出および選挙活動」 (第32条～第37条)	第4部「有権者・有権者名簿」 (第20条～第28条)	第4部「有権者・有権者名簿」 (第23条～第33条)
第5章「選挙班*・投票所」 (第38条～第41条)	第5部「候補者・立候補」 (第29条～第39条)	第5部「候補者・立候補」 (第34条～第48条)
第6章「選挙実行員・票検査委員・票担当者」 (第42条～第52条)	第6部「選挙での支出・選挙活動方法」 (第40条～第50条)	第6部「選挙での支出・選挙活動方法」 (第49条～第60条)
第7章「投票」 (第53条～第70条)	第7部「投票」 (第51条～第67条)	第7部「投票」 (第61条～第80条)
第8章「票の検査および集計」 (第71条～第77条)	第8部「票の集計・選挙結果の発表」 (第68条～第78条)	第8部「票の集計・選挙結果の発表」 (第91条～第93条)
第9章「選挙への異議申し立て」 (第78条～第80条)	第9部「選挙区外の有権者の投票」 (第79条～第85条)	第9部「選挙区外での投票」 (第94条～第102条)
第10章「罰則規定」 (第81条～第93条)	第2章「上院議員選挙」 (第86条～第93条)	第10部「選挙が誠実で公正に実施されなかった場合の措置」 (第103条～第113条)
「経過規定」 (第94条～第102条)	第3章「選挙への異議申し立て」 (第94条～第97条)	第11部「選挙への異議申し立て」 (第114条～第116条)
	第4章「罰則規定」 (第98条～第115条)	第2章「上院議員選挙および任命」 第1部「上院議員選挙」 (第117条～第125条)
		第2部「上院議員の任命」 (第126条～第135条)
		第3章「罰則規定」 (第136条～第161条)
		「経過規定」 (第162条～第165条)

(出所) 筆者作成

注) 「nuai lueaktang」の訳

(全161条)では、更に条文数が増加している。

表2では、1998年法、2007年法、両選挙法の特徴を明確にするために1979年法を加えた3政党法を比較している。1998年法では、選挙での支出および選挙活動方法、選挙区外の有権者の投票について追加されている。2007年法では、選挙が誠実に公正に実施されなかった場合および任命上院議員について章または部が追加されている。後者は、2007年憲法により上院議員の約半数が民選から任命制に変更されたことに伴って追加された。また2007年法では罰則規定の条文数が、1998年法の18条から26条に増加している。

以下、1998年法と2007年法の特徴について、1979年法との比較を加えたうえで検証を行う。本稿では、選挙汚職の取り締まりに関する規定に注目して検証を行う。

(2) 1998年選挙法

1) 再選挙の実施

1997年憲法により創設され選挙の実施管理を担当することとなった選挙委員会は、選挙に不正があったと疑われる場合に再選挙を命じる権限を付与された。では、どのような条件の下で再選挙が命じられるのであろうか。

内務省が選挙事務を管轄していた時代の1979年法は、再選挙についてどのように定めていたのだろうか。再選挙が行われるケースとしては、①災害等により投票または集計が投票所で行えない場合、県知事が選挙取り消しの発表を行い3日以内に当該投票所の新しい投票日を発表する、②県知事が選挙結果を公表した後に、有権者、候補者または候補者を擁立している政党が選挙に不正があったと判断した場合、県裁判所またはバンコク

民事裁判所に選挙取り消しについて、違反事項に従い30日または120日以内に提訴する権利を持つ、以上2事例が定められていた。後者の場合は、裁判所は案件を最高裁判所へ送付する。最高裁判所が不正であると判断した場合、再選挙の実施または不正を行った当選者のみ取り消すことが可能であった。最高裁判所が、違法ではあるが再選挙を実施するほどではないと判断する場合、訴えを取り消すことが出来た。最高裁判所の命令は、法務大臣から下院議長及び内務大臣に説明された。②の場合、訴えの根拠と出来る事由としては、「被選挙権を持たない者の立候補」、「選挙費用の支出額上限違反」、「選挙結果発表後3か月以内の支出報告書提出の違反」、「選挙実行員による集票における不正」、「選挙実行員による違法行為」の5項目が定められていた。

1998年法では、再選挙を実施するケースとして、①災害等で投票所が使用出来なくなった場合は投票を中止する。その後30日以内に新しい投票日を設定し、投票日の7日前までに投票日を発表する、②票の集計は集票所で実施するが、投票箱の到着が12時間以上遅れた場合には不正があったとみなし、選挙委員会が当該投票所の再選挙を命じる、③集票結果と投票所委員会の報告書との間に不一致が存在する場合、選挙委員会が再選挙を命じる、④1人しか候補者がいない場合、当該候補者に20%以上の得票が無かった時には再選挙を実施する、⑤選挙委員会による選挙結果公表前に候補者等による不正が明らかとなった場合、選挙委員会は当該候補者の選挙権を1年間はく奪する。当該候補者が最多得票者であった場合には再選挙を命じる、⑥選挙日前に選挙実行員の不正が発覚した場合には、当該投票所または選挙区の投票を中止

し新しい投票日を定める、⑦票の集計が終了した後に当該選挙区の選挙が公正に行われなかった物証が存在する場合、選挙委員会は結果発表を中止し、再選挙を行うことが出来る、⑧選挙結果発表後30日以内は、有権者、候補者または候補者を擁立している政党は、当該投票所または選挙区において不正があったとして再選挙を求めるために選挙委員会に訴えを提出する権利を有する。ただし候補者の支出報告書提出に関する規定の違反の場合は、訴えの期限は180日以内とする。選挙委員会が調査の結果、票の再集計または再選挙を実施すべきと判断した場合、その旨の命令を下す、以上8事例が定められた。

2) 選挙権はく奪

1979年法が、選挙権はく奪する事例として定めていたのは、7条文で21ケース存在した。10年間の選挙権はく奪とされるのが、①公務員等による候補者や政党に対する影響力の行使、②被選挙権が無い者による立候補、③選挙実施の令公布後、法律が禁止する手段によって有権者の投票を誘導する行為、④自らの氏名が名簿にない投票所での投票、⑤選挙権が無い者の投票、⑥投票用紙以外による投票、未使用の投票用紙の持ち出し、⑦合法的権限無く投票用紙を投票箱に入れる、有権者名簿に手を加える、⑧有権者に対して候補者や候補者の政党所属について誤解させる、⑨投票中に投票箱を開ける、⑩投票箱や投票用紙の破壊、状態を変更する、持ち去る等、⑪票の毀損、無効票を有効票にする、有効票を無効票にする、⑫選挙実行員らが意図的に集計を間違える、違法に票を破棄するである。5年間の選挙権はく奪とされるのが、①重複立候補禁止への抵触、②選挙実行員

らの職務違反や法律違反等、③候補者による選挙支出の上限金額を超えた出費、④候補者が期限内に支出報告書を提出しない、虚偽の報告をした、⑤候補者が有権者を、無料または安価な額で投票所まで送迎した、⑥投票用紙への印の書き込み、⑦権利のない者が、有権者を投票所に入れないように妨害、⑧有権者が投票に関して利益を要求する、受け取る、⑨有権者が投票用紙を返却しない。以上から投票所の事務に関する規定が多いことが分かる。

1998年法では、どのような変化があったのだろうか。投票所での事務に関する規定については、基本的に同じである。新たに加わったものとしては、「上院選挙における選挙活動に関する制限の違反」による10年間の選挙権はく奪が挙げられる。また政党党首の責任が問われるようになり、「選挙費用の支出上限違反」「期限内の支出報告書および証拠の添付」について候補者または政党党首が違反した場合、5年間の選挙権はく奪と定められた。その他の規定としては、「他者に、いずれかの候補者が違法行為を行っていると騙した者」は10年間の選挙権はく奪、「前者の行為について、ある候補者の選挙権はく奪や、選挙結果発表を妨害する悪意があった場合」も10年間の選挙権はく奪、「前者の行為が選挙委員会への通知であった場合」は20年間の選挙権はく奪、これらの行為が「政党党首による行為、支援または黙認していた場合」は、当該政党は政党法により解党されうると定められた。また、「悪意を持った行為により、再選挙の実施に持ち込んだ者は、当該選挙の実施費用を負担する」と定められた。選挙委員会が再選挙を実施するケースが大幅に増加し、「選挙違反」としてみなされる範囲が急激に拡大

したことが明らかとなった。

(3) 2007年選挙法

1) 密告の推奨

2007年法の最大の特徴は、密告の推奨である。選挙活動に関する禁止事項に抵触した行為について有罪判決が下された場合、当該案件の密告者に対して、違反者が支払った罰金の半額までの金額を支払うと定められた。また、有権者は投票に際して利益を要求したり受け取ったりすることを禁じられているが、当該有権者が、選挙前、選挙中、または選挙後7日以内に、選挙委員会に対してそのような事実を届け出た場合、当該有権者は罰則を受けないとされた。

2) 選挙権はく奪

2007年選挙法には、もう1点重要な規定が存在する。1997年憲法により、1名しか立候補者がいない選挙区については、最低必要得票数が20%と定められていた。しかし、2006年4月の下院議員選挙では、タイ愛国党の勝利を確信した民主党を始めとする野党が選挙をボイコットしたため大混乱となった。「1名選挙区」を避けようとしたため、急ごしらえされた候補者の資格問題が浮上し、複数の政党の党員であることや、政党所属90日規定に抵触する候補者が続出した。選挙は4月2日に実施されたが、上記規定により38選挙区で当選者が出なかったため、再選挙となった。再選挙でも10名の与党候補が20%の得票に届かなかった。更なる再選挙の実施について、各方面から選挙委員会に対して中止の圧力がかかり、中央行政裁判所から再選挙実施の差し止め命令が下された²⁰⁾。最終的に、同年5月に憲法裁判所により選挙は無効との判決を下された。2007年選挙法では、この

ような事例の再発を防ぐため、いずれかの個人または政党が1名しか候補者がいない選挙区となることを避けるため、いずれかの個人または政党を助けるために選挙に立候補してはならないとの規定が追加された。当該規定に違反した場合は10年間の選挙権はく奪とされ、政党が違反した場合は党首および幹部も10年間の選挙権はく奪となり、政党解党の事由とみなされる旨が定められた。

以上、選挙法の検証から明らかになったことは、「選挙汚職」に関する規定が政党の党首や幹部の責任を拡大する方向で拡大された、政党が選挙委員会や司法によって解党されやすくなったという2点である。1997年憲法に伴う政党法および選挙法の改正を機に、政党や候補者が司法や選挙委員会の裁定を受ける機会が急増した。以下、憲法および法律の改正が、実際にどのような変化をもたらしたのか確認する。

6. 選挙制度改革がもたらした結果

(1) 選挙結果

1997年憲法の下で実施された下院議員選挙は、2001年、2005年および2006年の3回であった。最初の2回の選挙では、タクシンのタイ愛国党が歴史的勝利を収めた。タイ愛国党は2001年下院議員選挙から参入した新しい政党であったが、全500議席中248議席(49.6%)を獲得した。2005年の選挙では、タイ愛国党は更に圧倒的な勝利を収め、377議席(75.4%)を獲得した²¹⁾。しかし、クーデタ後の2007年に憲法裁判官委員会により有罪判決が下され、タイ愛国党を含む3政党が解党された。

2007年憲法下で実施された下院議員選挙は、

2007年および2011年の2回である。いずれもタクシン派の政党が勝利した。2007年選挙では、人民の力党が全480議席中233議席(48.5%)を獲得した。2011年の憲法改正後に実施された選挙では、プアタイ党が全500議席中265議席(53%)を獲得した。しかし、選挙が実施されていない2008年に政権が民主党に移動した。与党人民の力党が解党されたためである。

以上から、1997年憲法以降、司法が選挙結果を否定するような役割を果たすようになったことが分かる。これらの判決は「公正な選挙」を確保するための判断だったと評価できるのだろうか。次に、政党解党と選挙汚職の取り締まり状況について、もう少し詳細に内容を確認してみたい。

(2) 政党の解党

1) 与党の解党

1997年憲法および2007年憲法の下で、それぞれ1度、与党が解党されている。どのような罪により解党されたのだろうか。

(憲法裁判官委員会判決 2007年5月30日)

2006年4月下院議員選挙において、1名しか候補者が存在しない選挙区において他党から候補者を立候補させるため、タイ愛国党が他の2政党に対して金銭を渡して、違法に党員記録を修正させたとして起訴された案件であった。

実際に金銭を渡したと指摘されたのは、タイ愛国党の幹部2名のみであったが、起訴の前後にタイ愛国党は幹部会議を開催していないことをもって、憲法裁判官委員会は当該幹部2名の行動をタイ愛国党全体のものであると結びつけた。また金銭を受け取った2政党の党首の行動も、それぞれの政党全体の行為であるとみなした。当時、クー

デタグループにより1997年憲法は破棄されていたが、1998年政党法は有効であると判断され、タイ愛国党および他2政党は、1998年政党法の規定に基づき解党され、革命団布告27号に基づき、幹部の選挙権が5年間はく奪された。タイ愛国党の解党根拠となった規定は、1998年政党法第66条「政党以下のいずれかの行為を行った場合、憲法裁判所は解党命令を下す」1「国王を元首とする民主主義政体の転覆または憲法に則らない手段による国家権力の獲得」および3「国家の治安、法律秩序または道徳に反する行為」であり、1は1997年憲法の施行に伴い新たに導入された規定であった。

(憲法裁判所判決 2008年12月2日)

2007年12月下院議員選挙の際に、人民の力党の副党首ヨンユットが、姉の選挙戦に協力するために不正を行ったかどで最高裁判所から選挙違反だとして有罪判決を受けたため、2007年憲法に従い、連鎖的に政党の責任が問われた案件であった。憲法裁判所は、ヨンユットは党内で重要な地位についており、不正選挙を防ぐべき立場であったと認定し、2007年憲法第68条および第237条第2段落に基づき、人民の力党の解党を命令し、党首および幹部も5年間の選挙権はく奪となった。

与党解党をめぐる裁判の判決は、①政党幹部の選挙汚職に対する責任範囲が大幅に拡大されたこと、②幹部個人の行為が政党自体の行為とみなされ、解党にまで繋がるよう憲法および法律が改正されてきたことを受けた結果であったといえよう。

2) その他の政党の解党

合併に伴う解党を除外すると、1999年から2012

年上半期の間で、合計93政党が憲法裁判所により解党の判決を受けた。申し立てを行ったのは、主に政党登録官（選挙委員長）である。件数が最も多かった2001年には16政党が解党判決を受けている。1997年憲法下での解党が多く、最終的に70政党に達した。

解党事由の大半が、政党法が定めた政党設立要件を満たせなかったことであった。「180日以内に5千人以上の党員を集め、定められた要件に従って支部を作ること」が政党設立の障害となった²²⁾。

その他の事由としては、「党大会が定足数など法律により定められた要件を満たしていなかった」、「政党活動報告書が期限内に提出されなかった」、「政党助成金支出報告書が未提出だった」等が多い。政党法が政党幹部に対して多くの責務を課しているため、業務を果たすことが困難だと自ら解党を申し出た事例も存在する。1998年及び2007年政党法が幹部に課すようになった責務が、彼らにとって非常に大きな負担であったことが分かる。

(3) 「選挙汚職」の取り締まり

1997年憲法導入以降、候補者の候補資格取り消しの裁定に始まり、不正選挙の訴えによる選挙権はく奪、再選挙実施が頻発するようになった。2001年の下院議員選挙では、62選挙区で再選挙が実施され、14名もの候補者が選挙権をはく奪された。2005年下院選挙では、選挙権はく奪は1名のみであり、選挙委員会が与党の影響の下にあるのではないかと批判された。2007年下院選挙では、4回に分けて合計14選挙区で再選挙が実施された。選挙権はく奪は2名であった。2011年下院選挙では、2選挙区で再選挙、1選挙区で票の再集

計が命じられた。この状態については、有権者に「選挙疲れ」(Poll fatigue)をさせているとの指摘が存在する [Ji 2002]。

再選挙の数の多さのみならず、選挙結果が確定するまで長い期間を要するようになった。例えば2007年選挙では、選挙実施から10日後の時点で、選挙委員会が承認済みだったのは全480議席中397議席にとどまった。2011年選挙でも、選挙後10日の時点で、全500議席中350議席しか承認されておらず、プアタイ党のインラック党首と民主党のアピシット首相も未承認であった。また、選挙結果発表後にも、議員資格の喪失や、選挙権をはく奪されるようになった。2011年選挙では、翌月になってから1名の選挙権はく奪の判決が行われ、約1年後の翌年6月にも選挙権はく奪の判決が行われるなど、選挙結果がいつまでも確定しない状況となっている²³⁾。

選挙委員会に対して「選挙汚職」のかどで当選者を訴える者の多くが、同じ選挙区で落選した他の候補者となっている。訴えの状況について2011年下院選挙の事例を確認してみよう。選挙委員会が検証した訴えは122件であった²⁴⁾。その内、64件が候補者間での訴えであった。落選者から当選者に対しての訴えであったことが明記されていた案件は40件にのぼる。また有権者が当選者を訴えた案件が21件確認できる。中には候補者と有権者が一緒になって、他の候補者を訴えているものも存在する。訴えの内容については、深刻な不正であると思われるものは少ない。例えば、「新聞社のインタビューに答えた際の内容が地元への利益提供を約束するような内容であった」、「地元で実現した事業について自己の成果のように自慢した」、「看板の様式またはサイズが法律に反している」、

「他の候補者を中傷した」²⁵⁾等が挙げられる。郡長、村長や区長が「票買ひ」を行ったという訴えも存在するが、明確な証拠が無い場合が多い²⁶⁾。結果的には却下されている案件が多い。「選挙汚職」の定義が拡大したことに伴い、それらの条文を根拠にして、些細な内容で選挙委員会に対して訴えを出す傾向がみられる。

7. おわりに

以上、1997年憲法、2007年憲法、それぞれの憲法に付属する政党法および選挙法の規定について詳細に検証を行ってきた。これらの検証から1997年憲法と2007年憲法には、相違点と共通点が存在することが明らかとなった。相違点は、執政権と立法権（下院）との関係である。1997年憲法では、政党内における執行部の影響力を強める改正等を通じて、執政権が立法権を統制しやすい仕組みが作られたが、2007年憲法では立法権に対する執政権の力は弱められた。反対に、両憲法の共通点は、立法権および執政権に対して司法権の権限が強化されたことであろう。

2つの憲法で強化されてきたのは司法権であり、取り締まりの標的であり続けてきたのは立法権であった。1997年憲法において政党が重視されたように見えたが、執政権による立法権統制の1つの手段という側面を持っていた。1997年憲法以降の選挙制度改革は、度重なる政党の解党や再選挙をもたらした。取り締まりの根拠となった政党法や選挙法の検証からは、政党党首や幹部の責任範囲が非常に広範囲に認定されるようになったことが2度の与党解党に繋がったことや、明確に選挙汚職があったと断定できない場合にも選挙委員会の判断で再選挙を実施できるようになり、再選

挙や選挙権はく奪が頻発したことが明らかとなった²⁷⁾。一連の選挙制度改革は、安定政権の樹立や選挙汚職取り締まりという本来の目的を超えて、選挙結果の過剰な否定をもたらした可能性が高い。

これは、1992年の憲法改正により重要性を増した立法権（下院）の抑え込み、究極的には、選挙を通じて立法権を選択する有権者の権利に対する抑圧だとも解釈できる。何故なら、選挙汚職の取り締まりの本来の目的は、公正な選挙により有権者の意思を反映させることであつたが、一部の幹部の行為をもって政党全体を解党することや、不明確な証拠に基づいて再選挙を実施することは、選挙を通じて表明された有権者の意思に対する安易な否定をもたらし、立法権が持つ民意に基づく正当性を過剰に否定することになるからである。最終的には、有権者の議会制民主主義に対する信頼感や期待感を弱め、制度が持つ「民意を代表する」という機能を損なわせかねない危険性を孕んでいる。

【注】

- 1) 国家権力を構成する三権（執政権、立法権、司法権）の中で直接民意により選択されるのが立法権である。本稿で「立法権」という用語を使用する際には、基本的には下院を指し、立法権が「抑え込まれている」と表現する場合には、民意を反映することができないという意味で使用している。
- 2) 憲法裁判所により無効判決が下された2006年4月下院選挙を含む。
- 3) 暫定憲法を除いた数字。クーデタ直後に制定された暫定憲法を含めると18の憲法が存在する。
- 4) この他にも、下院の議席数の計算方法や、外国人を父に持つタイ国籍者の有権者資格についても何度か改正が行われてきた。しかし、内務省が一貫して選挙管理を担当していた点、選挙汚職の取り締まりについては、投票所での票集計作業における不正対策

- が中心であった点については変化が乏しかった。
- 5) 1978年憲法は経過規定により、1983年4月21日まで現役官僚が閣僚を兼任することが可能であり、政党や選挙方法に関する憲法規定も適用されないと定められていた [村嶋1987: 163]。
 - 6) 「国家権威主義 (State authoritarianism) を抑制する」と表現されている。
 - 7) 1997年憲法により創設された憲法裁判所も廃止され、代わりに2006年暫定憲法により憲法裁判官委員会が作られた。同委員会を構成したのは最高裁判所と行政裁判所から選ばれた裁判官であった。2007年にタイ愛国党の解党判決を下したのは、憲法裁判官委員会である。
 - 8) ここでは、1991年クーデタ直後に制定された暫定憲法ではなく、同年12月に制定された恒久憲法を指す。
 - 9) 1978年憲法が非民選首相を認めたことにより、1980年代は民選議員からなる下院と、非民選首相が存在する「半民主主義」(Prachathipatai khrueng bai) という体制となった。
 - 10) 首相を下院議員に限定した憲法は、1974年憲法、1991年憲法 (1992年改正)、1997年憲法、2007年憲法のみである。
 - 11) 92年9月選挙後、マスコミは、地方での票買いや地方有力者による影響力の行使を非難した [Murray 1996: 254]。
 - 12) 改正前の規定では、①立候補の日から遡って180日以上継続して立候補する県内の住民登録に氏名が記載されている、②立候補する県において、過去に下院議員、当該県の地方議会議員または地方行政機関の長であった、③立候補する県で出生した、④立候補する県にある教育機関で継続して2年以上の教育を受けた、以上4つの内、1つの条件を満たすことが要求されていた。1995年の改正により、住民登録については、選挙日から遡って継続して1年以上、立候補する県内の住民登録に氏名が記載されていることが必要であると厳しくなった。他方1つ条件が追加され、⑤過去に立候補する県で2年以上公務に就いたことがあるか住民登録に氏名が記載されていた者も当該県で立候補できることとなった。
 - 13) 2001年下院選挙時に、選挙委員会が投票行動について調査した資料によると、投票時に候補者と政党のどちらで選ぶかという質問に対して、小選挙区については、41%の有権者が、比例代表については59%の有権者が政党と回答した [Sathaban phrapokklao 2001: 49-50]。
 - 14) 混合制度は、各勢力間の妥協を生み出し易い制度だとも指摘されるが [Ferrara, Herron and Nishikawa 2005: 29]、タイのように比例代表制で議席を得るために最低5%の得票を求める規定を導入した場合、大政党化を促し、強い政権を生み出す制度だといわれる。
 - 15) 1997年憲法起草者らが、当該制度設計がタイ愛国党程の大政党を生み出す可能性を孕む点について、どの程度認識していたかは怪しい。1997年憲法起草のため作成された報告書の中では、小選挙区制の持つ長所として「少数派グループも自己の代表者を持つ機会が開かれる」、「若者など新しい候補者に機会を与える」、比例代表制の長所は、「大政党と同様に小政党も当選できる」、「様々な政党に国の統治において役割を果たさせる」が挙げられている。いずれの制度も社会の中の「少数派」を利する制度であると捉えられていることが分かる [Phaithun 1995]。
 - 16) 1997年憲法では、首相に対する不信任決議のための一般討議を提出するため必要とされる下院議員の人数を現有議員総数の5分の2以上と定め、高いハードルを課している。1991年憲法では、5分の1以上であった。
 - 17) 1997年憲法では、下院議員による憲法付属法案または法案の提出は、所属政党の決議が必要であったが、2007年憲法では必要条件から外されている。
 - 18) 首相に対する不信任決議のための一般討議提出に関するハードルも下げられ、首相に対しては現有下院議員総数の5分の1以上、国務大臣に対しては6分の1以上の下院議員の署名で足りる。
 - 19) 長く内務省が選挙の実施を担当してきたが、1997年憲法により独立機関である選挙委員会が担当することとなった。これに伴い政党登録官も選挙委員長に変更された。
 - 20) 野党3党の中央行政裁判所に対する、①議会解散後37日後の選挙実施は与党に有利、②選挙日を決定するための選挙委員会の会議は定足数に足りていなかったという申し立てに基づく命令。
 - 21) 過去の下院選挙における第1党の議席獲得比率は、79年選挙26.7%、83年選挙28.3%、86年選挙28.8%、88年選挙24.3%、92年3月選挙21.9%、92年9月選挙21.9%、95年選挙23.5%、96年選挙31.8% [Siripan 2006: 63]。議席獲得政党数は10政党を超えるのが普通であった。
 - 22) 支部設立や党員集めの活動をきちんと行っていないかと思われる例もあるが、中には5か所の支部

- を作り、党員を集めたにも拘わらず、1か所支部委員の年齢が20歳に満たなかったことを理由に解党された政党も存在する。
- 23) 2012年6月、選挙委員会は、プアタイ党のカルン議員が前年7月の下院選挙の選挙活動中に、民主党議員に対する中傷を行ったとして選挙権はく奪の判決を行った。これに伴い、当該選挙区では再び選挙が実施される [Bangkok post 20/June/2012]。
- 24) 選挙委員会のホームページに貼られている決議のうち、検証事項のみを集計。http://www.ect.go.th/newweb/th/writ/index1.php?GroupID=32
- 25) 「中傷」として訴えられた事案には、候補者が選挙活動中に「アビシット首相(当時)が嫌いな人は、プアタイ党に票を入れてください」と聴衆に訴えたことを理由とするものも存在する。
- 26) 有権者からの訴えの中には、氏名不詳の者から「〇〇政党のお金だ」と告げられて、金銭を渡されたと主張する案件も存在する。
- 27) 「選挙汚職」の判断に対して疑問が浮かぶ代表的事例としては、人民の力党の解党に結びついた同党副党首ヨンユットに対する判決が挙げられる。ヨンユットは、姉の選挙戦を応援するために区長らに金品を渡したかどで有罪判決を受けたが、バンコクのホテルでヨンユットが区長らに会ったことは事実であったが、金品を渡したことに断定的な証拠が無いまま有罪との判決を下され、5年間の選挙権はく奪となり、当該選挙区での選挙はやり直しとなった。最高裁判所に提訴する前に行われた選挙委員会の裁決では、3-2と僅差での有罪判定であった。

【参考文献】

- Amon Chanthorasombun. 1994. *Constitutionalism:Thang-ok khong Prathet Thai*. Bangkok: Institute of Public Policy Studies.
- Bowonsak Uwanno. 1999. *Rathathammanun naru*. Bangkok: Samnakphim Winyuchon.
- Croissant, Aurel. 2011 "Types of Democracy in Southeast Asia and Democratic Consolidation." In *The Crisis of Democratic Governance in Southeast Asia*. Edited by Aurel Croissant and Marco Bunte, pp.93-113. New York and Hampshire: Palgrave Macmillan.
- Ferrara, Federico Herron, Erik S and Nishikawa Misa . 2005. *Mixed Electoral Systems Contamination and its Consequences*. New York and Hampshire: Palgrave Macmillan.
- Freedman, Amy L. 2007 "Consolidation or Withering Away of Democracy? Political Changes in Thailand and Indonesia." *Asian Affairs: An American Review*, Volume 33, Issue 4, pp.195-216.
- Hicken, Allen. 2006 "Party Fabrication: Constitutional Reform and the Rise of Thai Rak Thai." *Journal of East Asian Studies* 6, pp.381-407.
- _____. 2009. *Building Party Systems in Developing Democracies*. New York: Cambridge University Press.
- Ji Giles Ungpakorn. 2002 "From Tragedy to Comedy: Political Reform in Thailand." *Journal of Contemporary Asia*, 32:2, pp.191-205.
- Khien Theeravit. 1997. *Thailand in Crisis: A Study of Political Turmoil of May 1992*. The Thailand Research Fund and The Institute of Asian Studies Chulalongkorn University.
- Kuhonta, Erik Martinez. 2006 "The Paradox of Thailand's 1997 "People's Constitution" : Be Careful What You Wish For." *Asian Survey*, Vol.48, Issue 3, pp.373-392.
- 村嶋英治. 1987. 「タイにおける政治体制の周期的転換 - 議会制民主主義と軍部の政治介入」萩原宜之・村嶋英治編『ASEAN諸国の政治体制』アジア経済研究所、135-190頁。
- Murray, David. 1996. *Angels and Devils : Thai Politics from February 1991 to September 1992-A Struggle for Democracy?*. Bangkok. White Orchid Press.
- Ockey, James. 2008 "Thailand in 2007: The Struggle to Control Democracy." *Asian Survey*, Vol.48, Issue 1, pp.20-28.
- Phaithun Bunwat. 1995. *Rabop kanluaktang thi lot kansuesiang lae hai okat khondi samak luaktang phuea thothaen rabop kanluaktang thi chai yu nai patchuban*. Bangkok: Samnakngan Kongthun sanapsanun kanwichai.
- Pasuk Phongpaichit and Baker, Chris. 2009. *Thaksin The Business of Politics in Thailand second edition*. Chiang Mai: Silkworm Books.
- Sathaban phrapokkklao. 2001. Khrong kanchaluem phrakiat saranukrom rathathammanun haeng ratcha-anachak thai (Pho.So. 2540) : Rabop kanluaktang. Nonthaburi: Sathaban phrapokkklao.
- Somkit Lertpaithon. 2007 "The Origins and Spirit of the 2007 Constitution." In *KPI Yearbook4 Exploring The 2007 Constitution*. Edited

by Wutthisarn Tanchai, Nonthaburi. pp.1-42. King Prajadhipok's Institute.

Reilly, Benjamin. 2007 "Democratization and Electoral Reform in the Asia-Pacific Region: Is There an "Asian Model" of Democracy?." *Comparative Political Studies*, Volume 40, 11, pp.1350-1371.

Siripan Nogsuan Sawadee. 2006. *Thai Political Parties in the Age of Reform*. Bangkok: Institute of Public Policy Studies.

玉田芳史. 2005. 「タックシン政権の安定：発足3年目にあたって」『アジア・アフリカ地域研究』4-2：167-194.

Thitinan Pongsudhirak. 2009. "The Tragedy of the 1997 Constitution" In *Divided over Thaksin Thailand's Coup and Problematic Transition*. Edited by John Funston, pp.89-95. Singapore: Institute of Southeast Asian Studies.